

愛媛労発基 0604 第 2 号
令和 7 年 6 月 4 日

関係団体の長 殿

愛媛労働局長
(公印省略)

令和 6 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策について、令和 7 年 4 月 7 日付け愛媛労発基 0407 第 4 号「令和 7 年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」の実施について」をお送りしたところです。また、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために事業者が講ずべき措置等について、令和 7 年 4 月 15 日に労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 57 号）が公布され、同年 6 月 1 日から施行することとされたところです。

つきましては、今般、別添 1 「令和 6 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）」を取りまとめましたので、貴会におかれましても、会員事業場等に対する周知を図っていただきますとともに、各事業場において熱中症予防の確実な取り組みが行われますよう、特段の御配慮を賜りたくお願い申し上げます。